

平成26年12月30日

平成27年度税制改正に関するコメント

一般社団法人 日本船主協会
会長 朝倉次郎

本日、取りまとめられました平成27年度税制改正大綱におきまして、来年3月末をもって適用期限を迎える「外航船舶の特別償却制度」については、償却率を維持したまま、ほぼ要望通りの内容で2年の延長となり、「国際船舶に係る固定資産税の課税の特例措置」については現行内容の3年の延長が認められました。

法人実効税率引き下げとの関連で租税特別措置の抜本的な見直しを取りざたされる厳しい状況下、これら制度の維持の結論をいただきましたことは、海運を基軸とした、造船、金融等の海事クラスターが、地域経済ひいては我が国に果たしている重要な役割に関する国会議員の諸先生方の深いご理解と多大なるご尽力、国土交通省ご当局のご支援の賜物です。この場を借りまして、厚く御礼申し上げます。

今後も外航海運は国際競争力の維持を図りながら、わが国の安定的な国際海上輸送の確保に貢献すべく、より一層努力をしてまいります。

引き続き、関係の皆様のご支援を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

以上